

## 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金にかかる 地域振興計画について

### 1. 交付金の概要

#### (1) 交付の目的

原子力発電施設等の再稼働により住民の生活、経済及び社会に及ぼす影響を考慮して交付

#### (2) 交付先及び交付上限額

[島根県] 交付額 5 → 10億円 [鳥取県] 交付額 0 → 5億円

#### (3) 地域振興計画の策定

- ・ 交付金の使途は県が地域振興計画として策定する（市の事業も含む）
- ・ 交付期間は、地域振興計画が国に認められた日の属する会計年度から3会計年度内

### 2. 交付金の配分

県に配分される10億円のうち半分の5億円を、松江市及び出雲市・安来市・雲南市へ配分

- ・ 4市の配分を核燃料税と同様に松江市：出雲市：安来市：雲南市＝6：2：1：1とする
- ・ 配分額は、松江市 3億円、出雲市 1億円、安来市 0.5億円、雲南市 0.5億円

### 3. 交付金による県事業の使途

避難の実効性を高めるための事業へ充当

- ・ 原子力災害における避難道路の防災対策を加速する事業

### 4. 今後のスケジュール

- ・ 12月～2月 4市や国と、計画（案）を調整
- ・ 2月議会 総務委員会で、計画概要を報告  
（R5年度 国の審査委員会で計画の審議 → 経済産業大臣認可）

### 5. 地域振興計画に掲げるべき事項

[全体事項]

○事業地域の特性

- ・ 原子力発電所の運転状況
- ・ 島根県及び事業地域（松江市、出雲市、安来市、雲南市）の地勢、気候、人口、産業等
- ・ 隣接する鳥取県との関係

○地域振興計画の必要性

[各事業ごと]

- 原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響を勘案しての事業の必要性
- 事業の基本計画及び内容
- 各事業の全体規模及び年度別実施スケジュール

## 地域振興計画（案）について

### 1. 地域振興計画（案）の全体概要

この計画は、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画として作成するものであって、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市の住民の生活利便性の向上や地域振興につながる取組を加速し、併せて原子力災害時の避難の実効性の向上を図るための計画である。

### 2. 地域振興計画における雲南市個別事業（案）

#### （1）事業の必要性

雲南市においては、日常生活における安全・安心の確保の観点から、地域、学校等から多くの道路整備に関する要望が寄せられている。

また、当市の一部は島根原子力発電所から30 km圏内に位置しており、原子力災害時に避難ルートとなる幹線(国道、県道)に接続する市道の整備を進め、安全な交通路の確保に取り組む必要もある。

このため、複数の路線において、路面の損傷の著しい舗装の機能回復を図り、また、区画線、側溝等の補修・整備を行い、路側や道路線形等の視認性を高めることにより、市民の安全・安心と利便性向上、通学時等の児童生徒の安全確保向上はもとより、原子力災害時の円滑な避難に向けての安全体制の確保に努める。

なお、道路維持補修・安全施設整備工事については、通常、施設の老朽化に伴い当然必要となるものだが、市の財政状況が厳しい中、必要箇所すべてには対応できておらず、優先度が高いものから順次予算の範囲内で対応しているのが現状である。

こうしたことから、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金の活用により、地域の振興及び安全体制確保を図るものである。

## (2) 事業計画 (案)

- 計画地 雲南市管理道路 (島根県雲南市)
- 内 容 道路安全対策事業 5 路線程度
  - ・路面整備 (舗装修繕)、安全施設整備 (区画線、側溝等)
- 期 間 令和 6 年度～令和 7 年度
- 事業費 59,000 千円程度

## 3. 路線選定の考え方

UPZ 圏内の原子力災害時の避難路 (市道) のうち、以下の条件のいずれかを満たす路線を対象とし、建設部「道路施設整備事業 (舗装修繕)」、「通学路道路整備事業」と、教育委員会の「通学路危険個所一覧」より選定する。

- ・ 県、市が定める避難ルートとして設定されている
- ・ 避難ルート (幹線) に接続している
- ・ 避難ルート (幹線) が不通となった際、う回路として利用できる
- ・ 近隣に住宅地が多数あり、避難時の交通量が予想される
- ・ 通学路としても利用されている

## 4. 今後のスケジュール

- ・ 令和 5 年 2 月～3 月 国や県と計画 (案) 調整
- ・ 令和 5 年度 国の外部審査委員会諮問、審議、承認、経済産業大臣認可